人権に関する市民意識調査

<概要版>



2021(令和3)年 3月 宿毛市

1 調査概要

(1) 調査目的

本市では2021(令和3)年度に「人権施策に関する宿毛市総合計画」の見直しを予定しています。そのため、現時点における市民の人権についての意識や行動、意見等を調査し、次期計画や今後の人権施策を進めるうえでの基礎資料として活用するため実施しました。

(2)調査内容

調査対象 : 住民基本台帳に登録されている18 歳以上の市民(2,000人)

調査期間 : 2020 (令和2) 年10月13日 (火) ~10月31日 (土)

調査方法 : 郵送による配布・回収(督促送付無し)

(3) 回答率

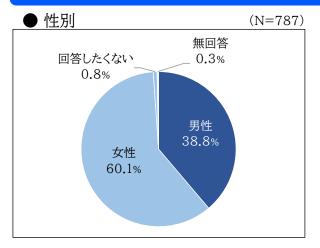
発送数	到達数	回収数		有効回答数 ※	有効回収率
			うち 無効回答※		
2,000	1,995	918	131	787	39.3%

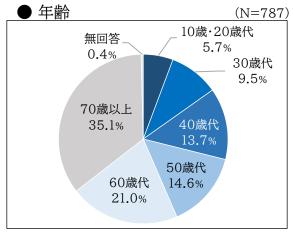
- ※ 無効回答数:不在・転居・病気などの理由により「回答できない」と通知のあった件数(131件)+設問 に回答が全くなかったもの(0件)。
- ※ 有効回答数:回収した調査票のうち記入の必用な設問の一部にでも回答のあったものは有効として算出してある。

(4) 概要版の見方

- ・ 回答は、各質問回答者数(「N=」と表記)を基数とした百分率(%)で示しています。
- ・ 質問等については主旨を損なわないよう、一部要約したものがあります。
- ・ グラフ上に記載している「複数回答」は複数の回答を選んでいただいたもの、「単一回答」 は一つだけを選んでいただいたものを表します。
- ・回答の一部(回答数の多かったもの)を抜粋して使用したものがあります。
- ※ 詳細な報告書は市ホームページに掲載しています。(裏表紙にQRコード添付)
- ※ 各人権課題については11ページの「【解説】それぞれの人権課題」をご覧ください。

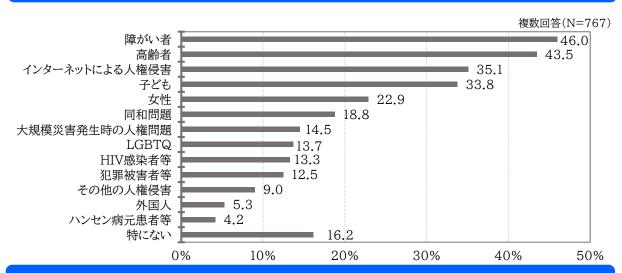
回答者の属性





● 職業 (N=787)<無回答> \blacksquare 1.7 学生、家事專業(主婦、主夫)、無職 38.8 自由業、その他有職 3.8 教育・福祉・医療関係者および職員、公務員 **=** 13.7 勤め 26.3 商工サービス業 9.3 農林漁業 6.4 0% 5% 10% 15% 20% 25% 30% 35% 40% 45%

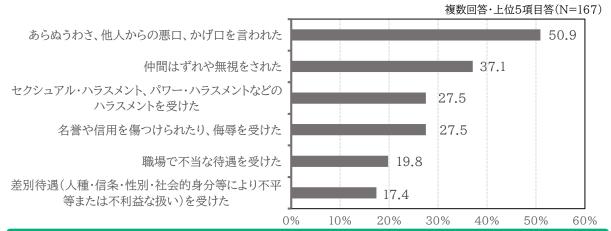
1. 関心のある人権課題はどれですか



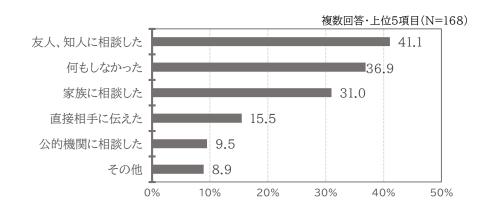
2. 今までに人権侵害されたと思ったことがありますか



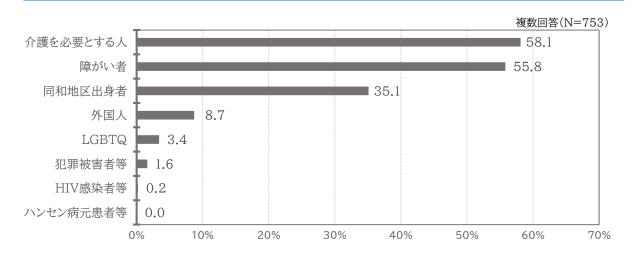
2-2 人権侵害の内容



2-3 人権侵害されたと思ったときの対応

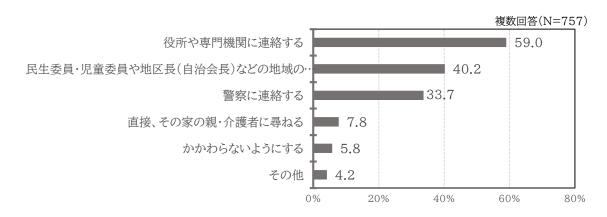


3. 親しくしている人の中に次のような人はいますか

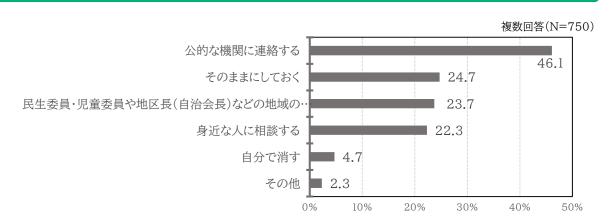


4. 次のような場面に出合ったときどうされますか

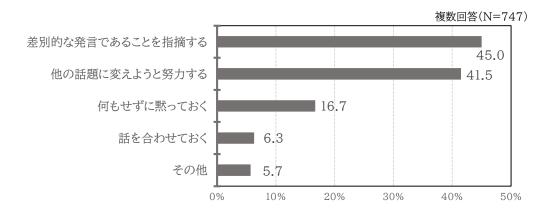
A. 子ども、高齢者の虐待が疑われる場合



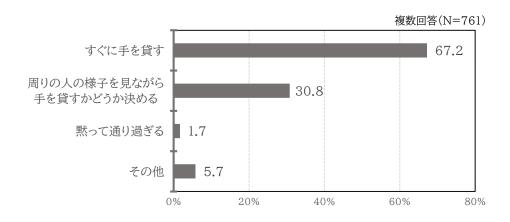
B. 街で差別落書きを見つけた場合



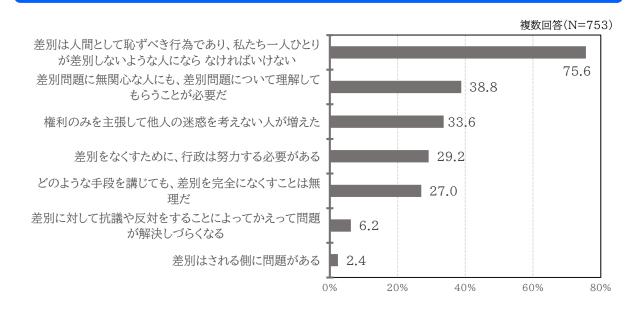
C. 日常会話の中で誰かが差別的な発言をした場合



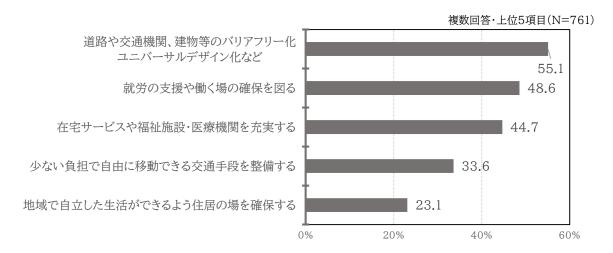
D. 車いすの人や白い杖(視覚障がいのある人が使用する杖)を持った人が困っている場合



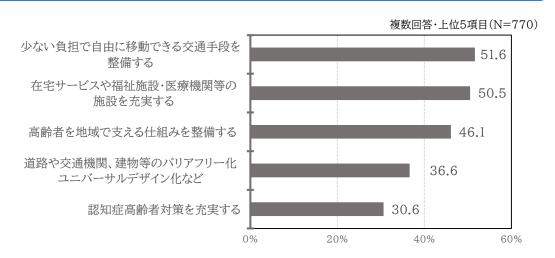
5. 人権や差別についての考え



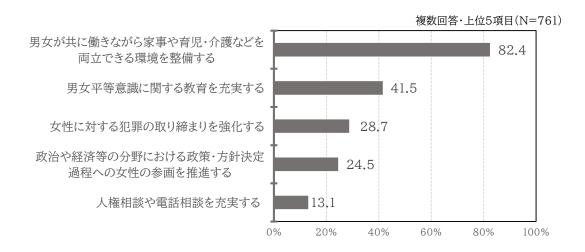
6. 障がい者の人権を守るために必要だと思うこと



7. 高齢者の人権を守るために必要だと思うこと

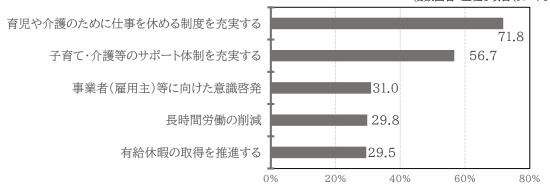


8. 女性の人権を守るために必要だと思うこと



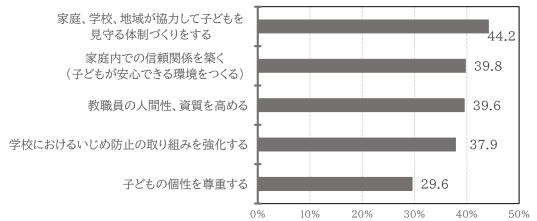
8-2. 仕事と家庭を両立できる社会を目指すために必要だと思うこと

複数回答·上位5項目(N=762)

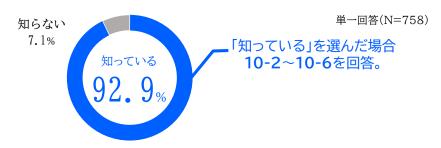


9. 子どもの人権を守るために必要だと思うこと

複数回答·上位5項目(N=771)

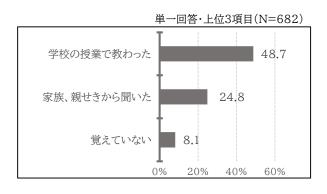


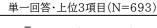
10. 同和問題(部落差別問題)について知っていますか

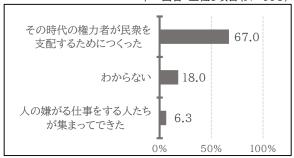


10-2. 同和問題について知ったきっかけ

10-3. あなたの考える同和地区の起源

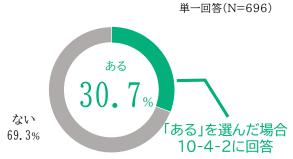


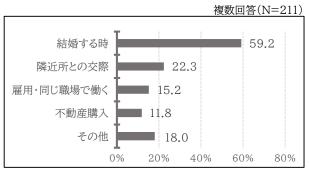




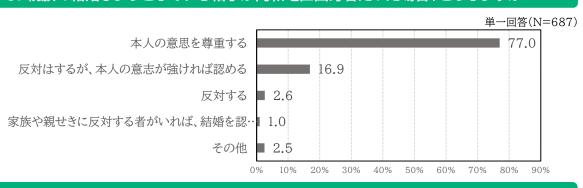
10-4. 同和地区を気にすることがありますか

10-4-2.どのような時に気にしますか

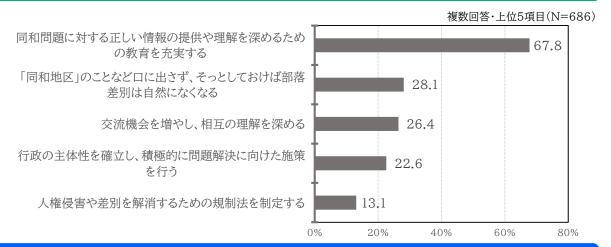




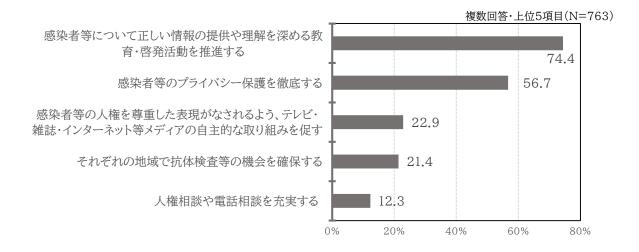
10-5. 親族の結婚しようとしている相手が同和地区出身者だった場合、どうしますか



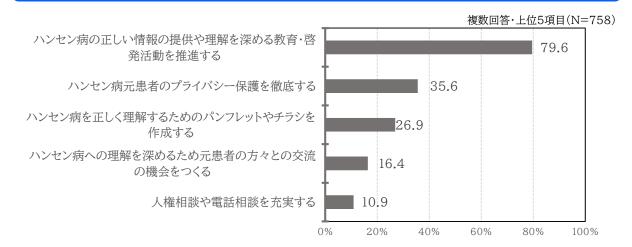
10-6. 同和問題解決のために大切だと思うこと



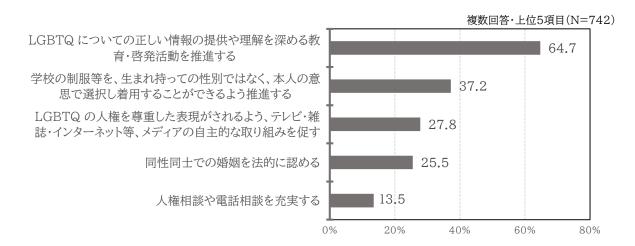
11.HIV感染者等の人権を守るために必要だと思うこと



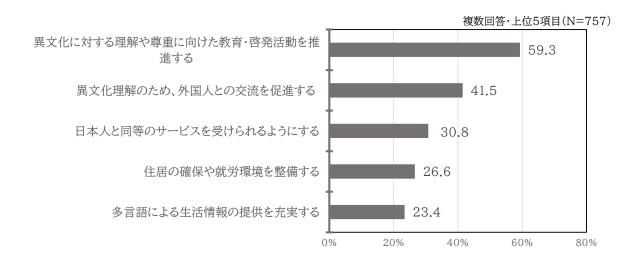
12.ハンセン病元患者等の人権を守るために必要だと思うこと



13.LGBTQの人権を守るために必要だと思うこと



14.外国人の人権を守るために必要だと思うこと

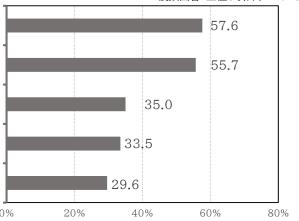


15.インターネットによる人権侵害解決に必要だと思うこと

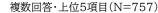


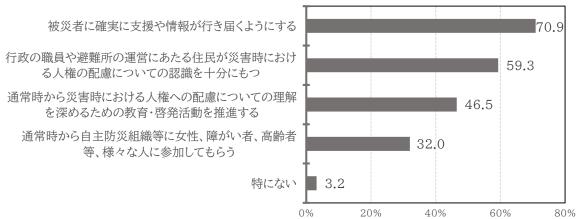
インターネット利用者等に対して個人のプライバシーや名 誉に関し正しく理解するための教育・啓発活動を推進する 違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する 利用者やプロバイダ等に対し情報の停止、削除を求める 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対 策をする

プロバイダ(インターネット接続業者)に対して個人のプライバシーや名誉に関し、正しく理解するための教育・啓…



16. 大規模災害発生時の人権配慮に必要だと思うこと





17. 犯罪被害者等の人権を守るために必要だと思うこと

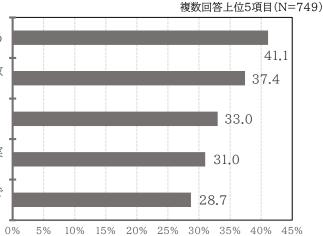
精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う

犯罪被害者等に対する理解や知識を深めるための教 育・啓発活動を推進する

犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う

被害者が更なる犯罪等に遭わないための施策を充実 する

犯罪被害者等の立場に立って適切な支援や対応がで きるように警察官などの教育や訓練を実施する



18. 人権が尊重される社会実現のために必要だと思うこと

複数回答·上位5項目(N=749)

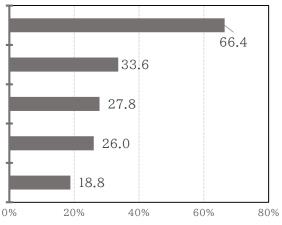
学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動 を積極的に行う

人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための 法整備を促進する

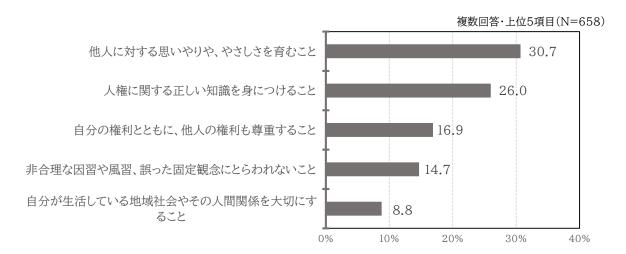
行政が市民や企業、事業所、NPO 等の団体による人権 尊重に向けた取り組みを支援する

行政が市民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざ まな施策を積極的に行う

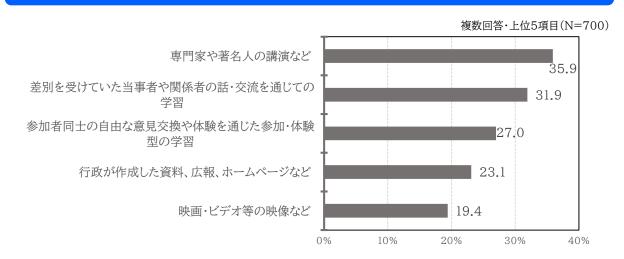
人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を 充実する



19.人権尊重のために一人ひとりが大切すべきこと



20. 宿毛市に望む人権教育・啓発のための取り組み



3【解説】それぞれの人権課題

~あらゆる人権課題の解決には正しい知識を備え、偏見をなくし、 正しく伝えることが大切です~

障がい者

身体障害・知的障害・精神障害の3つに大きく分かれます。障がいのある人々の 社会参加が進んでいますが、いろいろな場面で障壁(バリア)による不利益が生 じています。また障がい者に対する偏見や差別意識が根強くあり、その自立と社 会参加が十分とはいえません。

高齢者

高齢者に対する職業差別、家庭内や介護施設等における身体的・心理的虐待や介護放棄、財産権の侵害などの人権問題が発生しています。また、高齢者への差別や虐待は外部が気づきにくく、発見が遅れてしまう例も少なくありません。

女性

現在も女性差別意識(固定的な性別役割分担意識、男性中心の習慣など)が根強く残っています。

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の女性に対する暴力、パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメント(性的ないやがらせ、いじめ等)やマタニティ・ハラスメント(妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱い)など女性に対する人権侵害が社会問題となっています。

子ども

子どもへの虐待が増加しています。虐待は心を傷つけるだけでなく、命にかかわる問題でもあるため、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、通告する義務が定められています。また学校でのいじめや不登校などは教育面だけでなく、社会的にも重要な問題です。

同和問題(部落差別問題)

同和地区(被差別部落)と呼ばれる地区の出身者であること、あるいは住んでいることを理由にうける差別です。日本固有の人権問題で結婚や就職などにおいて差別をうけるという人権侵害がおこっています。現在ではインターネットやSNS上に部落差別を助長するような書き込みが多く見られることも問題となっています。

HIV感染者等

エイズの原因であるHIVウイルスは感染力が非常に弱く、非感染者と日常生活を共にすることができます。しかし誤った認識や偏見により職場での迫害、入園や入学の拒否、医療現場における差別やマスメディアの報道におけるプライバシー侵害等の問題が生じています。新型コロナウイルス感染症においても感染者やその家族への偏見によるいやがらせなどの問題が発生しています。

ハンセン病元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症で、主に皮膚や末しょう神経が侵されるなどの症状がおこる病気ですが、感染力はとても弱く、感染しても発症することはごくまれです。現在では治療法も確立し、治る病気となりましたが、最近まで遺伝病であると誤解され、本人だけでなく家族も差別されてきました。

LGBTQ(性自認・性の多様性)

LGBTQとは、L(レズビアン/女性の同性愛者)・G(ゲイ/男性の同性愛者)・B(バイセクシャル/男性、女性の両方を愛することができる人)・T(トランスジェンダー/主に身体的な性別と性自認が一致しない人)・Q(クエスチョニング/自分の性がわからない、意図的に決めていない、決まっていない等)を指す言葉で認知度は年々高まっており、現代社会でも少しずつ受け入れられてきています。その一方で理解を示さない人もまだ多く、根強い差別があることも問題になっています。また、本人の性認識がLGBTQに当てはまらない人をあらわす名前も増えています。一人ひとり性のあり方はさまざまです。今は名前のない性のあり方でも近い将来には世界で通じるような名前がたくさんできてくるでしょう。

外国人

交流を通じて相互理解が進んではいますが、言語・宗教・文化・習慣などへの理解不足から雇用や日常生活などで問題が起きています。また近年では、特定の国の出身であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたりするなどの一方的な言動であるヘイトスピーチなども社会的問題となっています。

インターネットによる人権侵害

インターネットの匿名性を悪用し他人への中傷、無責任なうわさ、個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み、インターネット上でのいじめなど人権を侵害する情報発信が増えています。

大規模災害発生時の人権問題

避難所ではプライバシーが保護されないという問題の他に、高齢者、障がい者、 乳幼児、外国人などの災害時要支援者等に対する配慮不足が問題となっていま す。

犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、事件による直接的な被害だけでなく、被害にあったことによる精神的な苦痛や身体の不調、また心ないうわさなどによって、名誉を傷つけられたり、マスメディアの過剰な報道によるプライバシーの侵害などが発生しています。

4 差別解消3法

1948年(昭和23)12月10日、国際連合は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利ついて平等である」とうたった世界人権宣言を採択しました。しかし、世界では未だに戦争や紛争等により、人権が著しく侵害される事例が後を絶たず、国内においても、今もなお、差別的な言動やインターネット上での書き込み、いじめなど、さまざまな人権侵害が発生しています。

そうした中、2016(平成28)年に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」・「部落差別の解消の推進に関する法律」の3法が公布・施行されました。

人権が尊重される社会の実現には、わたしたち一人ひとりが人権を自分自身にかかわる身近な問題としてとらえ、気づき、考え、行動することが大切です。

法律の趣旨を正しく理解し、不当な差別を無くし、人権が尊重される明るく住みよい社会を築き ましょう。

1 障害者差別解消法

施行日: 2016(平成28)年4月1日

正式名:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

法の内容

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、すべての障害者が、障害者でない者と等しく、 基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、すべての国民が、障害の有無 によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会 の実現に資することを目的として成立しました。

2 ヘイトスピーチ解消法

施行日: 2016(平成28)年6月3日

正式名:本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

法の内容

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならないことが理念で謳われています。

3 部落差別解消推進法

施行日: 2016(平成28)年12月16日

正式名:部落差別の解消の推進に関する法律

法の内容

部落差別の解消に関する施策は、すべての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、差別は許されないとの認識のもと部落差別のない社会を実現することを目的としています。

市ホームページに本意識調査の詳細な報告書を掲載しています。

宿毛市 人権意識調査





令和2年度 人権に関する市民意識調査 報告書 <概要版>

発行年月: 2021(令和3)年3月

発行者 :宿毛市人権推進課

所在地 : 〒788-8686 宿毛市桜町2番1号

TEL/FAX :(0880)62-0225

Mail: jinken@city.sukumo.lg.jp